

平成 2 7 年 第 3 回 定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 9 月 9 日（水）

場所：大曲庁舎 第 3 委員会室

平成27年第3回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成27年9月9日（水曜日）午前9時58分～午後1時58分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	23番	千葉	健	副委員長	6番	佐藤	育男
委員	4番	佐藤	隆盛	委員	18番	小松	栄治
委員	19番	渡邊	秀俊	委員	22番	高橋	敏英
委員	25番	本間	輝男				

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

建設部長	朝田	司	次長兼道路河川課長	進藤	孝雄
道路河川課参事	佐々木	英雄	道路河川課参事	今	和則
都市管理課長	小田原	大造	都市管理課参事	中村	強
建築住宅課長	古屋	利彦	土地区画整理事務所長	吉野	一利
土地区画整理事務所参事	矢野	良和			
上下水道部長	岩谷	友一郎	次長兼水道課長	井関	由紀夫
水道課参事	佐々木	廣美	下水道課長	五十嵐	直樹
神岡支所農林建設課長	藤井	一博	西仙北支所農林建設課長	佐藤	弥
中仙支所農林建設課長	佐藤	吉一	協和支所農林建設課長	阿部	慶彦
南外支所農林建設課長	佐藤	高義	仙北支所農林建設課長	進藤	一好
太田支所農林建設課長	佐藤	朗			

議会事務局職員出席

副主幹 富樫 康隆

審査議案等

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 議案第 94 号 | 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 97 号 | 平成 27 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について |
| 議案第 98 号 | 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 99 号 | 平成 27 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 120 号 | 平成 26 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について |

午前9時58分 開 会

○委員長（千葉 健） はい、おはようございます。本日は本会議休会中のところ、ご出席いただきありがとうございます。時節は五穀豊穰、実りの秋を迎えておるわけですが、お天気の方はご覧のとおり、すっきりしない天気でございます。一日も早くすっきりした天気になることを望むものであります。委員会の審査は、すっきりしたかたちで進めてまいりたいと思います。一つよろしくお願い申し上げます。なお、請願に係る処理の経過及び結果報告が本会議初日に議長報告されましたが、当委員会で審査した「協和地域の国道13号の早期4車線化に関する請願書」についての報告でありましたので、ご覧になった方もおるとは思いますが、ご確認くださいようお願いいたします。

それではただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件について別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得た後、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（千葉 健） 審査に入る前に、当局からあいさつがありましたらお願いいたします。はじめに朝田建設部長。はい、お願いします。

○建設部長（朝田 司） あらためまして、おはようございます。建設水道常任委員の皆様にはお疲れのところ、常任委員会を開催いただき誠にありがとうございます。

今期の夏は降雨が少ない状況が続き、渇水等が心配されておりましたが、去る7月25日の梅雨前線豪雨により道路等が被災いたしておりますので、被害状況につきましてご報告申し上げます。この豪雨は市内の局所的な場所を襲った集中豪雨でありまして、道路の被災路線32カ所、河川における被災箇所が7カ所でありました。7月25日被災当日、災害対策本部の設置を受け、市内全域でパトロールを行い、その時点では26カ所の道路冠水等による通行止めの交通規制をいたしましたが、ほとんどが当日のうちに復旧し、現在は3カ所において車両通行止め等の措置をしております。この道路被災につきましては公共災害として提案いたしておりますが、10月6日・7日に予定しております国の災害査定を受け、早期の復旧対応をしてまいります。

さて、今時定例会でご審議をお願いします案件は、駐車場条例の一部を改正する条例のほか、除雪対策費、道路改良事業及び道路維持管理費、道路橋梁災害復旧事

業費、駐車場管理運営費等に係る補正予算であります。

詳しい内容につきましては担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に岩谷上下水道部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 本日は大変お疲れのところ、常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに7月臨時議会の際にもご報告いたしました、その後も含めまして、この夏の水道の取水状況についてご報告させていただきます。暫定豊水水利権で取水している「大沢郷」「刈和野第5」及び「南外」の3水源につきましては、渇水により雄物川がたびたび基準水位を下回ったことから、6月に3回、7月に6回、8月に1回の計10回、取水を停止しておりますが、降雨や玉川ダム群からの連携放流による水位回復に伴い、その都度、取水を再開し、断水には至っておりませんでした。また、8月中旬以降、比較的まとまった降雨があり、現在、雄物川は平常水位であり、通常取水を継続している状況で、玉川ダムの貯水率は現在50%を下回っておりますが、湯沢河川国道事務所から7月9日に設置した雄物川渇水注意体制を8月31日付で解除するという連絡が入っております。今後とも関係機関と連携を図り、各家庭の水道水に影響が出ないよう留意してまいりたいと考えております。

さて、上下水道部及び水道局から今回ご審議をお願いいたします案件は、簡易水道事業特別会計における協和南部地区簡易水道更新計画策定業務委託料及び県営圃場整備事業に伴う淀川地区簡易水道配水管移設工事実施設計業務委託料の補正並びに平成26年度大仙市上水道事業会計決算の認定をお願いするものであります。

平成26年度の上水道事業の概況であります。給水状況は25年度に引き続き、前年度に比較して給水戸数が増加する一方で、給水人口が減少する状況となっております。経営状況につきましては、当年度純利益は2億180万3千円で、会計制度の改正を主な理由として前年度比2,062万8千円の増、率にして11.4%の増となっておりますが、事業収益の根幹を成す給水収益は配水量の減に伴い、前年度比1,782万9千円減、率にして2.3%の減となっております。

詳細につきましては井関次長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。

○委員長（千葉 健） それでは早速、審査に入ります。議案第94号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局より説明を求めます。小田原都市管理課長。はい、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 議案第94号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。

資料No.1の議案書の13ページから15ページと、お配りしております資料「都市-1」の1ページをご覧ください。

本議案は、大曲通町地区第1種市街地再開発事業において、南街区に建設しております駐車場棟の供用を開始するため、その名称及び駐車料金等について規定するほか、併せて駅東駐車場の一般駐車料金についても新駐車場と同様に、最初の2時間まで無料とするものです。改正の内容でございますが、お配りしております資料の「都市-1」の1ページでご説明いたしますのでご覧ください。資料の1ページには大仙市駐車場条例の新旧対照表の抜粋と、右下には完成予想図を記載しております。新旧対照表の左が現行の条例で、右が改正後の案となっております。改正となる箇所には赤で表記しております。

はじめに資料の左側になりますが、第2条の名称及び位置の表の中ですが、大曲駅東駐車場の下に、新駐車場の名称に「大曲ヒカリオ駐車場」、位置に「大仙市大曲通町1番46号」を加えるものです。

次に第3条につきましては、供用時間等の「等」の部分削除し、文言の整理を行なうものです。

次に左下の表になりますが、別表第1（第3条関係）の表の中ですが、大曲駅東駐車場の下に、駐車場名に「大曲ヒカリオ駐車場」、供用期間に「1月1日から12月31日まで」、供用時間に「午前零時から午後12時まで」を加えるものです。

次に右上の表になりますが、別表第2（第6条関係）の一般駐車料金の表の中ですが、大曲駅東駐車場の駐車料金中、無料の時間について、30分を2時間に改め、大曲駅東駐車場の下に、駐車場名に「大曲ヒカリオ駐車場」、駐車料金に「最初の2時間までは無料とし、以降1台1時間までごとに100円とする。」を加えるものです。

次に別表第3（第6条関係）の月極駐車料金の表の中ですが、大曲駅東駐車場の欄の中に「大曲ヒカリオ駐車場」を加え、月極の駐車料金を大曲駅東駐車場と同様に「1箇月 月額7,120円」「2箇月 月額6,790円」「3箇月 月額6,

480円」とするものです。

なお、施行期日は、平成27年10月13日からとするものです。

以上、議案第94号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定」につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。質疑ありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、ちょっとお聞きします。市が直営で管理するという状況なんだけども、市が直営という部分はまだいいんだけど、支出部分で委託料という項目うってあるんだけど、この委託料の中味について、職員とか人件費とか云々ということについて、もうちょっと説明願います。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 委託料の中味につきましては後で、補正予算の中で説明したいと思っておりますけれども、お配りしております資料の「都市-1」の3ページになりますけれども、この3ページの右側に管理運営費の支出の内訳が記載しております、委託料としまして清掃業務の委託、それから警備業務の委託を予定しております。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば、完全自動化であるために、人件費は一切掛からないという解釈でいいですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 24時間営業の無人駐車場として運営しますので、特に管理人とかは置かない予定でおります。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それで、市が直営で、27年・28年は市が直営すると言うけれども、29年以降は指定管理も考えているということだけども、来年からすぐできないというのは、台数が確実に確保できないと、見通しが立たないという理由だが。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 29年度から指定管理を考えておりますけれども、指定管理にする上で基準費用というものが、指定管理料を算出する上で基準費用というものがあるわけがございますけれども、まだ実際に稼働しておらない状況で、

収入が実際いくらになるのかという推定が、まだ確実なものが出てまいりませんので、今年、平成27年度の半年間、それから28年度、実際稼働、運転してみて、その実際の収入を積算しまして、29年度から指定管理の方向で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後に。いずれ駅前に駐車場があれだけ多くなってきたなかで、市が今、直営でやっている部分についてはまあまあの線で維持管理できてるんだけど、あれだけの台数、駐車場が多くなったなかで、懸念されるのは、実際は稼働率50%ぐらいしかならなかったという可能性もなきにしもあらずだと俺は思うんだけど、それに関しては、あなた方の見方としては、大体稼働率、今、先た、これで積算でみれば70%ぐらいはみてるんだけど、いずれにして、できるだけ経費掛けないで、できるだけ利用していただくというかたちになると思うけれども、見通しについてなんですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 実際、大曲厚生医療センターで建てております第2立体駐車場も結構、四百数十台の駐車台数ということでもありますけれども、厚生医療センターの駐車場につきましては、病院利用者、それから病院職員等が利用するという駐車場でございます、実際の一般の方が駐車するというということではないと伺っております。で、一方、この大曲ヒカリオ駐車場につきましては、駐車料金につきましても2時間を無料といたしまして、ショッピングで訪れる方、また、飲食店をご利用される方につきましても、大変便利なように料金設定をしております。また、南街区を利用される方につきましても、大変利用しやすい駐車場と考えておりますので、ぜひ、安全・安心を第一といたしまして、ぜひ、たくさんの方にご利用していただきたいと考えております。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認め、本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(千葉 健) 次に議案第97号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関次長。はい、どうぞ。

○次長兼水道課長(井関由紀夫) 議案第97号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更」について、ご説明いたします。

資料No.1、議案書の20ページをご覧くださいと思います。平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を、5億2,542万3千円以内から、5億2,899万8千円以内に改めることにつきまして、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。改正内容は、協和南部地区簡易水道の老朽化した施設の更新計画策定業務委託に関わる経費で、357万5千円を増額するものでございます。

参考資料「上水-1」をご覧くださいと思います。参考資料1ページの方には、協和南部地区簡易水道の位置を示してございます。

それでは、その次の2ページをお開きいただきしたいと思います。協和南部地区簡易水道は、昭和53年度に峰吉川簡易水道と半仙地区簡易水道が統合して現在に至っております。施設は統合前からの物もございまして、経年劣化によりたびたび漏水事故等を発生している状況でございます。特に配管類は漏水事故が多発しておりまして、田んぼや山の中に配管されているために、漏水個所を発見するのに大変苦慮している状況でございます。この図面中で、黒丸部分が昨年度漏水した箇所、赤茶色の丸印がそれ以前に漏水した箇所でございます。また、水源につきましても伏流水の浅井戸であるため、今後、クリプトスポリジウム等の病原生物への対策も必要かと思われまます。このため、施設全体の更新計画を策定しようとするものでございます。なお、次期総合計画におきまして、平成29年度から計画的に老朽化した水道施設の整備を予定しておりますが、協和南部地区簡易水道につきましても漏水事故の頻度が非常に高いことから、今定例会に調査費の補正をお願いするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ただ今、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。それでは当局の説明を求めます。はじめに進藤次長。はい、どうぞ。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） それでは議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.2の平成27年度補正予算書の17ページと、資料No.2-1、事業説明書は同じく17ページを併せてお開き願います。8款「土木費」1項「土木管理費」3目「急傾斜地崩壊防止費」50事業「急傾斜地崩壊防止費負担金」は600万円の補正をお願いするものであります。内訳であります。7月24日から降り始めた梅雨前線豪雨により、協和境字野田地区の県が指定しております急傾斜地崩壊危険区域の法面が延長17m、高さ9mにわたり崩落したことに伴い、県が実施いたします「県単急傾斜地崩壊対策事業（自然災害防止）」の復旧事業費3千万円に対し、市の負担分として事業費の20%に当たる600万円の補正をお願いするものであります。資料「道路-1」の1ページ目をお開き願います。秋田県が指定しております急傾斜地崩壊危険区域、協和野田地区の位置図及び斜面下側からの崩落状況の写真を添付してございます。今後、この急傾斜地の復旧につきましては、市民生活の安全度を高めるため、今年度は調査設計業務を行いまして、事業は平成28年度内に完成する計画となっております。財源内訳といたしましては、市債とし

て急傾斜地崩壊防止事業債600万円を充当してございます。

次に事業説明書は18ページをお開き願います。2項「道路橋りょう費」2目「道路維持費」10事業「道路維持管理費」は1,458万1千円の補正をお願いし、補正後の額を3億2,811万5千円とするものであります。内訳であります。生活用未舗装道路、太田地域は「市道 壱本木大信田線」など7地域12路線を直営で舗装するため、16節「原材料費」は548万1千円を、前後いたしますが11節「需用費」810万円は道路横断の破損箇所の補修など、各地域の道路施設の適切な管理を行うため、修繕費の増額をお願いするものでございます。また、太田地域は道路維持と併せ、安定的な除雪体制を構築するため、地域除雪共同企業体に除雪と舗装合材による補修などの維持業務を包括発注で実施する費用として、13節「委託費」100万円の補正をお願いするものであります。このように道路維持管理につきましては、年度末に向け補正予算を計上いたしまして、安全な交通網を維持するものでございます。資料「道路-1」の2ページ目をお開き願います。各地域の道路損傷状況写真を添付してございます。今後につきましては現存予算と併せ、補正予算を計上しながら道路補修に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に事業説明書の19ページをお開き願います。12事業「除雪対策費」11億371万1千円は今冬の除排雪に対応するため、除雪作業委託費等の経費の補正をお願いするものであり、補正後の額を11億9,664万1千円とするものであります。除雪対策費につきましては、当初予算においては除雪機械の整備点検経費などを中心にご承認いただいております。このたびの補正予算につきましては、この冬の除排雪経費が主な補正予算となつてございます。事業説明書には各地域ごとの補正額を明記しており、除雪機械を維持するための管理費などとして固定費及び除雪稼働費を併せた除雪委託費8億3,526万6千円は、早朝一斉出動として35回分を計上しております。また、各地域一斉排雪2回分として委託料及び重機等借上料などの費用として6,904万円を計上し、この冬の排雪作業を実施するものでございます。参考として、一斉出動1回当たりの稼働費は、全地域合わせまして1,892万8千円であります。また、一斉排雪の1回当たりの経費であります。事業説明書は千円の単位が抜けており大変恐縮ですが、3,452万円でありますので、ご参考願います。なお、この冬の除雪機械の配備は業者所有163台、市所有109台の合計272台の体制とし、また、除雪の基本単価につきましては、労務費及び燃料費の変動など社会情勢の変化を考慮し、契約前の直前単価を活用してまいりたいとしております。財源内訳といたしましては、国県支出金として社会資本整備総

合交付金1億円を、また、協和・中仙・太田地域などの県道除雪の委託金として1千万を充当しております。除雪対策費につきましては、冬の降雪状況により適宜予算対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひするものでございます。

次に事業説明書は20ページをお開き願ひます。60事業「消雪施設等補助金」は1,960万円の補正をお願ひし、補正後の額を2,660万とするものであります。これまで、消雪施設の老朽化等に伴う施設更新が、大曲地域は「大曲福見町第五融雪組合」など16組合、また、新設が中仙地域は「長野新山消雪組合」を初め7組合からの申請及び申請見込みとなっており、効率的かつ安定的な消雪を行うため追加補正をするものであります。この消雪組合の設備拡充により、これからの高齢化社会における通行空間の確保、並びに狭隘及び行き止まり路線の降雪時対応に一役を担うものとしております。なお、消雪組合に対する補助金につきましては、施工実績の内容を十分に精査し、現地確認したうえで交付することとしてございます。

次に予算書は20ページ、事業説明書は25ページをお開き願ひます。ここからは全て、豪雨災害復旧に関する事業説明となります。11款「災害復旧費」1項「公共土木施設災害復旧費」1目「道路橋梁災害復旧費」10事業「復旧事業費（単独分）」は2,065万円の補正をお願ひし、補正後の額を2,615万5千円とするものであります。事業の概要であります。先ほどの急傾斜地崩壊対策事業でも申し上げましたが、7月24日から降り始めました梅雨前線豪雨により被災した市道の復旧に要する経費であります。補正内容であります。中仙地域は「市道 中仙12号線」を初め7路線を、同じく協和地域20路線、太田地域は2路線の計29路線35カ所の法面や路肩の崩落、また、路面洗掘などの被災箇所を早急に復旧するための重機等の使用料及び資材等原材料費の補正予算の計上でございます。

次に事業説明書は26ページをお開き願ひます。11事業「道路災害復旧事業費（補助分）」は5,520万円の補正をお願ひするものであります。事業概要であります。最初に中仙地域は「市道中仙18号線」の法面崩落に伴う復旧であります。事業内容は法枠工として延長16m、施工面積は300㎡であり、復旧費は800万円であります。また、太田地域は「市道 横沢バチ沢線」の法面崩落1カ所、同じく「市道 真木線」につきましては路肩崩落4カ所、道路決壊が1カ所の計5カ所であり、復旧費は合わせて4,720万円であり、内容につきましては事業説明書に記載のとおりでございます。なお、中仙18号線は「みずほの里ロード」として仙北市及び美郷・横手方面へのアクセス道路として活用され、また、「横沢バチ沢線」

並びに「真木線」は、それぞれ川口溪谷や真木溪谷などに通じ、真木真昼県立自然公園内の市道として広く県民に親しまれている道路でございます。今後、10月6日から予定されております国の災害査定を受けまして、安全な交通網確保に向け、降雪状況を鑑みながら速やかに復旧工事を実施してまいりたいとしております。財源内訳につきましては、国県支出金として道路橋梁災害復旧費負担金3,681万8千円と、市債として道路橋梁災害復旧事業債1,830万円を充当しております。

次に事業説明書は27ページをお開き願います。2目「河川災害復旧費」10事業「復旧事業費（単独分）」は440万円の補正をお願いし、補正後の額を674万9千円とするものであります。河川災害につきましては、西仙北地域は「床畑川」の護岸崩壊を初めとする2河川3カ所で被災が発生しております。また、中仙地域は「内沢川」を初め2河川2カ所、協和地域につきましては「稲沢川」など2河川4カ所の護岸洗掘などが確認されており、被災箇所を復旧するための重機等の使用料の補正でございます。

次に事業説明書は28ページをお開き願います。11事業「河川災害復旧事業費（補助分）」は700万円の補正をお願いするものであります。事業概要であります。協和地域は普通河川「奥山川」の護岸崩壊に伴う復旧工事であります。復旧方法といたしましては、護岸工として被災延長20mを、積みブロック工による復旧を計画しております。財源内訳につきましては、国県支出金として河川災害復旧費負担金466万9千円と、市債として河川災害復旧事業債230万円を充当しております。ここで、資料「道路－1」の3ページ目をお開き願います。これまで説明しました各地域の災害状況の資料を添付してございます。3ページ目が中仙・協和・太田地域の被災した市道29路線42カ所の現象・規模・金額などを記載しており、その中で番号1の「中仙18号線」のように、赤字で記載された路線が今後国の査定を受けます「公共土木施設災害復旧事業」への申請予定路線でございます。次のページをお願いいたします。同じく河川被災箇所の一覧表であり、7河川11カ所の現象・規模・金額などを記載しており、先ほども説明しましたが、協和地域「奥山川」が「公共土木施設災害復旧事業」へ申請の予定でございます。次のページからは、災害が発生した各地域の位置図と被災状況写真を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。改めまして「公共土木施設災害復旧事業」の国の査定であります。10月6日からの予定でありまして、査定後は準備ができしだい、速やかに復旧作業に取りかかる計画としてございます。

以上、議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、

道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に小田原都市管理課長。どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、都市管理課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書の17ページと、資料No.2-1の事業説明書の21ページと22ページをご覧ください。8款2項4目32事業「道路改良事業費」につきましては、「大曲駅東第1地区地区計画」内の幹線道路の整備のため4,211万2千円を追加し、補正後の総額を1億9,375万4千円とするものです。道路改良事業費ではありませんが、今回、都市計画法に基づいた地区計画区域内の幹線道路の整備でありますので、都市管理課の方で説明をさせていただきます。大曲駅東側のJR田沢湖線と国道13号大曲バイパスに囲まれた幸町・福田町につきましては、平成7年に大曲駅東地区として、土地区画整理事業による新市街地形成及び都市計画道路整備計画があった地区であります。当時は事業化に必要な地域の合意形成が得られず、また、大曲駅前第二地区土地区画整理事業と併せて実施することによる市の財政状況逼迫化の懸念から事業実施を断念し、幹線道路についてのみ街路事業として順次整備を行ってきた地区であります。近年、都市計画道路や大曲駅東口広場等の整備が進められたことにより、同地区の利便性が急速に向上し、その立地条件から民間の開発等によるスプロール化の恐れが生じたため、良好な環境の市街地の形成を目的に、平成18年9月に都市計画法に基づく地区計画として「大曲駅東第1地区地区計画」、これ面積29.8haを都市計画決定し、地区内道路等の整備方針を定めております。さらに地区計画区域内の幹線道路、これは幅員8mでございますけれども、この整備につきましては開発事業者に過度の負担を強いることになるため、開発が進まず、本来の地区計画の目的が達成できないことになりかねないことから、市と開発事業者が共同で幹線道路の整備を行い、住み良い環境と秩序ある市街地の形成を官民一体となって推進することを目的に、平成21年9月に、地区計画に基づく幹線道路整備に係わる共同工事实施要綱を定めております。今般、この地区計画区域内で、開発面積が4万2,232.74㎡、分譲区画が128区画の開発行為が申請されておりますので、この要綱に基づき、幹線道路の整備を市と開発事業者が共同で実施するものであります。また、当該開発行為区域内から流入する雨水等の増大に対応するため、隣接する市道の排水施設を整備するものでありま

す。事業概要につきましては、道路河川課分が「福田西線」及び「富士見町杉本線」の排水構造物詳細設計業務委託と「福田西線」の側溝新設工事費として1,560万7千円。「地区計画幹線3号」の舗装工事及び排水構造物の原材料費として2,650万5千円となっております。お配りしております資料の「都市-1」の2ページには「大曲駅東第1地区地区計画」の概要と、今般の開発行為の計画平面図を添付しておりますので、ご参照願います。

次に資料No.2の補正予算書の歳入が9ページと歳出が17ページ、資料No.2-1の事業説明書の23ページをご覧願います。8款3項1目13事業「駐車場管理運営費」につきましては、大曲通町地区第1種市街地再開発事業において、南街区に建設しております駐車場棟の供用を開始するため、これに伴う管理運営費について269万7千円を追加し、補正後の総額を769万7千円とするものです。南街区の大曲ヒカリオ駐車場につきましては、10月13日に供用を開始する予定であります。これにより、中心市街地の交流機能向上を図るとともに、南街区の快適・利便性の増進を目標とするものです。大曲ヒカリオ駐車場は地上4階一部5階建てで、延床面積は5,119.97㎡、駐車可能台数は219台であります。ほかに公用車庫に、公衆トイレとして男女別トイレ各1及び多目的トイレが設置されております。事業費の内訳は、支出が大曲ヒカリオ駐車場の電気料・委託料・消耗品費等で237万2千円、公衆トイレの電気料・委託料・上下水道料等で32万2千円であります。収入は一般駐車料金として、旧ねむのき駐車場の10月から3月まで6ヶ月分の過去3カ年平均額を参考に、駐車台数の補正、無料時間の調整等を考慮した額及び月極駐車料金として、月55台を見込んで算出した額の合計259万7千円であります。管理運営体制につきましては、平成27年度及び平成28年度は市が直営で管理運営を行い、その実績を踏まえ、平成29年度からは指定管理制度の導入を検討してまいります。補正額の財源内訳につきましては、13款1項6目「大曲ヒカリオ駐車場使用料」259万7千円及び一般財源10万円の充当を予定しております。お配りしております資料の「都市-1」の3ページに大曲ヒカリオ駐車場の概要と、事業費の内訳を添付しておりますので、ご参照願います。

次に資料No.2の補正予算書の17ページと、資料No.2-1の事業説明書の24ページをご覧願います。8款3項1目25事業「都市計画基礎調査費」につきましては、都市計画法の規定に基づき、都市計画に関する基礎調査を実施するため、250万円の補正をお願いするものです。都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が都市計画区域について概ね5年ごとに国

土交通省令に定める都市計画に関する基礎調査を行うこととなっておりますが、大仙市の調査は平成18年に実施してから約8年が経過していることから、県では今年度、大仙市の都市計画基礎調査業務を実施しております。この基礎調査の実施に当たっては、都市計画法第6条第3項の規定により、調査対象市町村が調査項目の一部を実施することとなっておりますので、同調査のうち、建物状況調査部分について大仙市が実施するものです。内訳は、都市計画基礎調査（補完調査）業務の委託料250万円で、実施時期は平成27年10月から平成28年1月までを予定しております。調査項目は、都市計画区域内の建物利用状況及び大規模小売店舗等の立地状況、市内全域の住宅の所有関係別・建て方別世帯数です。この調査の実施によりまして、大仙市における人口・産業・土地利用・交通などの現況及び将来の見通しを把握できるとともに、得られたデータを基に適正な都市計画の運用が期待できるものです。

以上、都市管理課所管分の一般会計の補正予算案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に井関次長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第98号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、上下水道部水道課に係わる補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.2、補正予算書の15ページをご覧ください。このたびの補正は、歳出4款「衛生費」3項1目「簡易水道費」に係る大仙市簡易水道事業特別会計への繰出金の増額補正でございます。90事業「簡易水道事業特別会計繰出金」は、大仙市簡易水道事業特別会計において、議案第97号でご説明いたしました協和南部地区簡易水道事業更新計画策定業務委託を行うことから、一般会計からの繰出金を357万5千円増額補正し、補正後の予算額を5億2,899万8千円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。三つの課の多岐に渡っての説明がございましたけれども、これより質疑を承ります。質疑のある方はお願いいたします。はい、質疑、はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） 三つほどお願いします。で、「道路－1」のことですよ、これ、2ページ。「道路－1」の2ページの。道路の破損状況の写真付いてらすをなんす。

で、あちこち類似したものがいっぱいであると。それでまず、これ、箇所だけの舗装をし直すということだろうかなあと考えてますけども、これ、一部だけの写真だすべ。そのあたりちょっと、確認ですけども、お知らせください。まず一つずつやっていきます。

○委員長（千葉 健） あ、んだすか。じゃ、はい、次長。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） 今、言われたとおり、これは各地域の破損状況のひどい状況の部分をピックアップして載せたものでございますし、現存予算、そして補正予算を計上いたしまして補修できるのは、舗装の打換えなどではなくて、補修程度又はパッチング程度を今現在考えてございます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） それで、例えば亀の甲羅。またその2ページの一番右の下の太田地区のちょうど上の方だすな。下はわかりますけども、このあたりの程度と、この亀の甲羅はどういうようなかたちで舗装されるのか、修繕されるものなのか教えてください。

○委員長（千葉 健） はい、次長。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） まずもって、この穴の開いた下の部分については合材の補修、そして上の方の亀の甲羅についてはラバファルト工法といいまして、液状のものを流し込んでその隙間を埋める工法がございますので、そのあたりは現場に則したもので対応してまいりたいと思います。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） この縦割れのものがかかなり見えられますので、多分、西仙もですけども、どうか一つそのあたりも吟味しながらと。併せてこの亀の甲羅、これも地域の住民から「何でだ」ということ、そして「直してくれ」ということですけども、通学路だとか、車道でありながらも一部通学路だと。そういった関係があったためにやっぱり危険で、雨降れば特にということもありましたので、もう1回、これ以外にも出されておるので、そのあたりを我々も、自分の方のまず西仙なら西仙の方さ確認しますけども、どうか本部の方でも、もう一度はっきりと聞き直ししながらやってもらいたいと、こう思っております。これは要望も兼ねてですけども。はい、二つ目。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） 同じく5ページ、災害復旧事業のことです。この「杉沢」「床畑」。俺方の課長来てらな。佐藤さんな。このことについて、課長、この間話した

災害関係のことだったすな、我々さ説明したやつ。これだけだったすべかなあと、主なとこ、この災害のだけだったべが。今、5ページのこと言ってらなすよ、俺方の。5ページ、「床畑」と「杉沢」だども。これですけども。これ、この間の水漬いたときの災害だと思えますけども、これに関連したほかのものは無かったのかなと。我々さ説明したときにふっと、あったような気がしたなあと思ったんですけども、これだけでしたか。それ、お願いします。6月だか7月のときに災害あったたすべ。8月だったか、2回に渡ってな。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○西仙北支所農林建設課長（佐藤 弥） 今回、補正予算に上げさせてもらったのがこの部分で、原計予算のなかで対応している部分があるということがあります。

○委員（小松栄治） ああ、そうですか。わかりました。不安は解消されました。ありがとうございます。最後に三つ目。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（小松栄治） 主な事業の説明書の24ページ。これ、井関さんの方でやったがや。んでねな。都市計画基礎調査費。（「小田原課長です」と言う者あり）。あ、んだげ。そのなかでですよ、250万の調査費、わかります。これ、県の方からで、一部、建物の状況の調査部分ということで、大仙市でということになっておりますけども、この公共施設関係、まず一つ聞きます。これ、都市計画になってるものだけの、地域だけのものですか、これ。区域だけのものですか、これ、聞きます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 今回、大仙市で調査する調査項目、三つございますけれども、「建物利用状況」と「大規模小売店舗等の立地状況」につきましては都市計画区域内の調査でございます。そして「住宅の所有関係別、建て方別世帯数」につきましては全地域の調査項目でございます。

○委員（小松栄治） それで、あとそうすれば、これで県からのあれされたものについては、概ねこの250万で、まず、その調査は終わるということですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） この都市計画基礎調査の全体の調査項目は37項目ございます。分類としては10分類でございますけれども、そのなかで今回大仙市が調査するのが3項目というふうになっております。

○委員（小松栄治） はい、最後、3回目。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（小松栄治） この250、これ、どういう積算で250万なったもんだなが、これ、足りねえんた感じするどもな。まず、今の、先ほど課長話したこの調査項目については、今、有り体のことまた復習して、あんた喋ったことだどもよ。この250万で果たして市内全域の、これ終わるもんだべかと思って、私、不安でいさすで。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 調査項目につきましては三つございますけれども、一つ目の調査項目につきましては、建物ごとの用途・階数・構造・建築面積・延べ床面積・耐火構造種別について現地調査、それから登記簿・固定資産台帳・確認申請等から調査するものです。また「大規模小売店舗等の立地状況」につきましては、大規模小売店舗法とか関連法令に基づく届出資料から調査するものです。また「住宅の所有関係別、建て方別世帯数」につきましては、国勢調査のデータから調査するものです。ですので、実際この、県の委託業者が決まりましたのが7月でございましたけれども、市の調査につきましても県と同じ業者をお願いした方が安くできることから、今回補正予算に計上させていただいたものです。

○委員（小松栄治） はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） 理解できましたか。ほかに質疑ございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） まず説明書の18ページ。これの18ページ。道路河川の次長、私も農家の一人なんだけれども、この説明書の仙北地域の写真見てもらえばわかるとおり、道路の肩が非常に割れてきて、非常に今難儀してます。で、この原因というのは災害もあるけれども、基本的には農家の方々がこれ除草剤撒くためです。間違いなくそうです。で、皆さんのなかにもそういう方いると思いますが、これ建設部で、来年度のゼロ予算のなかでこれ啓蒙活動しないと、おそらく大仙市内これから5年・10年先の道路行政というのは、こういう形で全部肩ぶっ壊れていくすよ、これ。だからゼロ査定の段階であんた方、支所との協議のなかで、これ生産農家も含めて、農業再生会議とかと啓蒙しながらこれやらないと。おそらく仙北地域もそうです。どこもそうです。これ除草剤撒くために、完全に、もう災害ばりでねえす。崩れたやつさ水入ってくるから尚更です、これ。だからこれ、予算として今やれとかということでないけれども、平成28年度以降、やっぱり地域の方々と一緒に道路を守っていくという啓蒙活動するために、これ道路河川課を中心として、各支所と連携しながら、やっぱりこれやらないと大変です。そこら辺について取り組む意

欲があるかどうか。次長でもいいし、部長でも結構です。

○委員長（千葉 健） はい、次長。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） 道路の肩がこのような除草剤におきまして崩壊していくと、痩せていくということであれば、農家の方であれば例えば地元の農地・水の組織、それから農業生産法人、そういうものの連絡網につきましては例えば農林振興課が管轄してございますので、それを通じて啓蒙活動を行う。または、広報までにいかななくても、別紙で啓蒙活動を行うというのが一つ方法があるとも思いますので、そこは各地域地域の状況に応じまして対応してまいりたいと思います。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（本間輝男） そのとおりなんですよ。それでいずれ、こういうものというのはやっぱり長い目で見ていかなきゃいけないし、農林と建設と含めて、これ、基本的にはやはり総合政策までいくなかで、やっぱり計画をきっちり立てて啓蒙していかないと、これ道路、毎年大変です。支所の課長方そこにいるけれども、こういう苦情なんかいちいち受け付けられませんというような大変な状況です。ですからやっぱり部長、これ、市長協議のなかでやっぱりきちんと喋るといような方向で話してみてください。

○委員長（千葉 健） はい、朝田部長。

○建設部長（朝田 司） 今、本間委員の仰るとおりだと私らも思っております。関係機関とちょっと話をしながら、市長協議に持っていきたいと思っておりますので、その点ご了解願いたいと思います。

○委員（本間輝男） 委員長、もう一点。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（本間輝男） 説明書の20ページお願いします。この消雪施設等の整備に関する補助金に関して、疑った目で私申し上げますので、そういう事実が無ければ無いということで結構です。で、補助金を得るために事業費を倍額したというとは思われませんが、上大町消雪組合、大花町消雪組合四つ合わせると200万の補助金、上限が200万円だと思うけれども、その事業費が400万プラから445万まで、そろっと揃ったような数字が出てるんだけど、去年、水道事業の200万の補助金も見てると、どうも私からすればこういうような数字が上がってくるということのは、行政側である程度指導してるのかどうか。まあ、そういうことはしてないと思うけれども。と言うのは、区間を分けて、200万だからこういうふうに分けなさいよというような指導してるのかどうか、まず、そこ確認。

○委員長（千葉 健） はい。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） 消雪組合の施工範囲というのは主に町内会区域、そして、交差点から交差点までが大原則でございます。その範囲内でこの組合を立ち上げて施工する分については、事前協議といたしまして、担当と現地を確認しながら井戸の能力も踏まえて範囲設定をさせていただきますので、1地域200万の補助金上限をいっばいいただくために細分化したというふうには一応我々は、ちょっとそこは、ちょっと考えてございません。それと先ほど申し上げましたように、この補助金交付に当たっては申請も大事なんですけども、実績の中味が非常に大事だと思っております。一番事業費が嵩むのが井戸の掘削でございますので、その掘削深がどれくらいだったか、それに対して当初設計・実績、必ず事業費が変わってきますので、そこは必ずチェックしながら、補助対象額に見合うものに対して補助金を交付すると、このようなかたちにしてございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 道路河川課ではそういうような意図的な指導はなしということで、適正な指導しているという解釈でいいすな。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） よろしいです。

○委員（本間輝男） ただ、私の疑った目で見ると、こういう見積書がこのとおり上がってきたとすれば、なんとなく200万を貰うために積算してきたような数字になって見えてしまうわけすよ。で、私はそういうことはないと思うけれども、ここに水道局の担当者がいるなかで申し上げにくいんですが、去年の上水道の補助金るときも同じようなこういう数字が上がってきて、やっぱりおかしいべということが出たわけすよ。だとすれば、なおさらやっぱり施工管理なり、事後のやっぱり検査なり、そういうもの適切にやっていただかないと、これ監査で引っかかるすよ。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） 今、本間議員の言われたとおり、書類審査、それから現場確認、と言っても写真、臨場までできるかどうかあれなんですけれども、その施工写真の確認をしながら、それと積算根拠、こちら、うちの方でも技術担当がございまして、そちらの審査も踏まえながら実績を確認して、補助金交付に繋がっていきたいと思います。以上です。

○委員（本間輝男） 委員長、もう一つ。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（本間輝男） 説明書21ページ。市道の道路改良について都市管理課長に聞

きます。このなかの要綱のなかで平成21年9月に共同工事实施要綱を定めているということ謳ってあるんだけど、施工業者の過度の負担を防ぐためという理由付けだと思っただけでも、実際、市が一般会計、国県の補助金を得られないなかで一般会計から4,200万出すんだけど、共同施工者っていうのはなんぼ払うの、これに関して。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 共同工事实施要綱、平成21年に定めておりますけれども、実際に市が施工する部分につきましては表層工・上層路盤工、いわゆる舗装工事の部分。それから排水構造物、いわゆる側溝等でございます。で、それ以外の下層路盤工とかそういった部分につきましては開発業者が施工するものでございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 要は道路の敷地部分のものについては、共同施工業者が出すという解釈でいいですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） あくまでもこの地区計画内の幹線道路、8m道路部分について限ってでございますけれども、開発業者が全部、道路部分につきましても用地買収をしまして、その部分を道路、それから宅地を開発するわけでございますけれども、その道路の整備していくなかのあくまで市の部分は舗装と、それから側溝の材料支給の部分だけでございます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（本間輝男） 私の認識不足だったわけですが、結局ここ4町2反歩ぐらいを開発するなかで、分譲するなかにはこういう幹線道路も含まれて分譲するというのが大原則なわけです。で、その部分の8m部分の幹線に関しての、表層部分に関しての市の持ち分が4,200万なら4,200万を今出しますよという予算書だすべ。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） そのとおりでございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それでだ。これ今予算化しねばならないのは、これから雪降る段階において、これ繰越明許とかなんかの可能性もあるんですか。工事施工の段階では、今、9月補正で出す理由というのは。もう1ヶ月、2ヶ月すると積雪になっ

てくる。で、開発行為が起きてきた段階において、まあ初期にやるとすればいいけれども、そこら辺の繰越明許の可能性もあるのか確認します。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 今回の開発行為につきましては、当初予算にはちょっと間に合わないで、春の時期から事前協議は何回かありましたけれども正式に申請が出てまいりましたのが9月1日でございますので、今回、補正に上げさせていただきますけれども、お配りしております「都市－1」の資料の2ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、資料の2の右側の図面でございますけれども、これが今回、開発を予定されている計画平面図でございます。で、このなかのオレンジの部分でございますけれども、オレンジの部分が第1工区となっております48区画でございます。で、緑の部分が第2工区でございます79区画でございますけれども、今回、表層工、舗装を予定してございますのがこのオレンジの部分の幹線道路の部分でございます。それから排水構造物につきましては、今年度全部施工するというので、この開発行為のなかで全部排水構造物は施工するというのでございます。でございますので、第1工区につきましては今年度中に工事は完了できるというふうに考えております。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば、間もなくこの予算が上がりしだい発注かけるというような体制でいいすな。繰越明許はないと、できるっていうことだすな。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） はい、そのとおりでございます。

○委員（本間輝男） はい、わかった。終わります。

○委員（渡邊秀俊） 委員長、関連して。いいすか。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） この目的のなかで、21年9月に共同工事実施要綱を定めるとあるすべ。21年に共同工事実施要綱。これは公表できねえもんですか。と言うのは、21年に定めて、今27年だからかなり単価上がってるわけだすべ。だから21年の頃はじえんこも無えし、なかなかできねえからだったと思うども、この当時の、このまず要綱公表できねえもんだげ、これ。開発業者との共同工事実施要綱というの。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 今、要綱をお配りしたいと思います。

○委員長（千葉 健） そうすれば、皆さんにこの要綱配布になりましたけれども、へば、課長からまず大事なところを一つ説明いただきます。

○都市管理課長（小田原大造） この「地区計画に基づく幹線道路整備に係る共同工事实施要綱」でございますけれども、これはあくまでも地区計画のなかの幹線道路、8 m以上の道路に限っての共同工事の実施要綱でございます。で、第3条にもございますけれども、この共同工事の対象となる事業につきましては、一つ目が地区計画で幹線として位置づけられている道路の築造を伴うこと。それから、地区計画に定められた道路幅員を確保すること。それから、拡幅又は新設による新たな道路敷地を市に寄附すること。それから、大仙市開発行為に関する指導要綱に適合すること、と記載いたしております。また、工事の内容につきましては第4条で決められておまして、一つ目が表層工。二つ目が上層路盤工。三つ目が必要に応じ、路面標示。それから、四つ目が計画断面が標準断面に比べ著しく過大となるときの過大部分に相当する工種。その他市長が特別に認めた工種、となっております。概要は以上でございます。

○委員長（千葉 健） 質問いいか。はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） このなかの附則で、今の説明では27年6月3日の告示の説明だったども、附則の欄で、21年の9月にやったやつから何回かこう変更なってるわけだすべ。では、21年9月時点はどういう、から、どこ変更なったんですか、これ。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 21年の段階では、第4条の（4）のところが無かったわけでありましてけれども、27年の2月1日施行の部分から（4）を加えたものでございます。

○委員（渡邊秀俊） へば、2回目は。

○都市管理課長（小田原大造） 2回目は、第4条の（5）その他市長が認めた工種、を加えたものでございます。

○委員（渡邊秀俊） 委員長、いいすか。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（渡邊秀俊） まあ市長が認めた工種ってわかるども、四つ目というのは、俺、素人からいえばどういうことなんですか、これ。計画断面が云々という文章は。

○都市管理課長（小田原大造） 側溝の部分につきまして、排水流量が標準の断面よりも多く流れるというような積算の場合、大きい側溝を付けなければならないとい

うこととございますので、そうした場合は市の方で材料を支給するというふうなこととでございます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） これは業者の間で、例えば工事費の何の、何%の、何%を持つとかっていうの全く無いわけだ。そんなの全部俺方で、市で持つというあれなんだ。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） あくまでも幹線道路の部分についてのみ道路の舗装と、その排水構造物につきましては市で負担するということとでございます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） 21年にこういう要綱やって、27年まで動きが無かったというのは、なんか理由あるんですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 実際にこの要綱を作りました段階で、平成21年に1カ所、この実施要綱に基づいて施工したところとございましたけれども、それ以降、幹線道路に係わる部分についての開発行為が無かったものですから、それまでは、実際にこの実施要綱に基づいた施工は無かったということとでございます。

○委員長（千葉 健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 共同の開発業者というのは何社。1社ですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 今回の開発行為の業者につきましては1社とございます。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） それは21年当時から替わってない業者。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 21年とは別の業者とございます。

○委員（渡邊秀俊） いいですか。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（渡邊秀俊） 21年当時の業者と替わったのは、せば何年になるすか。替わってからこれ、要綱変えたってことは無えすべな。業者が替わってから要綱を変えたってということにはならないということに対して返答をお願いします。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） この共同工事の実施要綱につきましては特定の業者

を対象にした要綱ではございませんで、あくまでも幹線道路に係わる部分の開発行為を行う業者に対しまして共同工事を実施するというものでございます。

○委員（渡邊秀俊） 最後、最後です。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） 21年当時の業者がほかの業者にまず、私の方では工事できないというようなことで、その土地を売ったってことだすべ。計画を断念して別の業者が入ったって。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） 21年の開発行為につきましては、たまたま幹線道路に係わる部分について開発行為が、申請出てきましたので、その幹線道路の部分についてのみ市が舗装等を実施したものでございます。

○委員長（千葉 健） 渡邊委員、納得できましたか。

○委員（渡邊秀俊） まず、いいです。

○委員長（千葉 健） ほかにありますか、はい。

○委員（佐藤隆盛） 俺も関連してだども、この図面見て。まず一点目だども、この、先ほど、このオレンジ。この先、なんでこの、ここ踏切のどこだども、ちょっとこう、ここまでいかねえもんだべかなと思って。なんで、JRの物だからだが。んだども、へばへ、JRの土地どこまである。と、それからもう一つは、この図面全般的に見て、こういうふうに道路に対して、何、訳あってなもんだが、この、ここ残ってるということは。こっちはまあ、宅地なってるべかなあと思うども。この図面見て。買えなかったんだべ。せば単価、あとでこれ聞くから。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○都市管理課長（小田原大造） お尋ねのJRの部分の踏切付近の開発行為の件でございますけれども、ここの踏切部分につきましては、工事施工するにおいてJRとの協議が必要になってまいりますので、開発事業者の方ではここの部分を除いた区域としたものと思われまます。また、開発区域に含まれておらない部分につきましては、これは現在田んぼを営んでおる方がございますので、その方が買収に応じなかったと聞いております。

○委員（佐藤隆盛） はい、わかりました。へば、ここのところも、へば、何と言うかな、図面でいえば右の上のところも、まず協力できなかったということですか。なんかこう、妙に残ってるからよ、図面で。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

- 都市管理課長（小田原大造） 今現在田んぼを営んでいるので、まず当面はできるかぎり田んぼをやっていきたいというような地権者の要望と伺っております。いずれは田んぼができなくなれば、いずれは土地を手放すようなことも聞いておりますけれども、今現在はそういうことでございます。
- 委員（佐藤隆盛） へば、参考までに坪単価って、大体なんぼぐらいの坪単価ですか。しゃべにいかしたら、しゃべっていただきたいと思います。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 都市管理課長（小田原大造） これにつきましては開発事業者の方で積算するものでございますので、我々の方ではちょっと把握しておりませんので、恐縮ですが申し訳ございません。
- 委員（佐藤隆盛） そうすればよ、まあいいんだ。坪単価は言われねえということなもんだが、へば。大体わからねえ。へば、全然わからねえで開発するの。大体なんぼぐれえで開発だ、で、なんぼぐれえで売る。売買するすべった。もう業者が決めることだぎよ。んだども大体の。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 都市管理課長（小田原大造） 販売価格につきましては私どもの方に情報がございませんので、申し訳ございませんが。
- 委員（佐藤隆盛） はい、わかりました。
- 委員長（千葉 健） はい、佐藤委員、どうぞ。
- 副委員長（佐藤育男） 関連して。今のことさ関連してです。今、第1工区と第2工区とあります。で、道路がこう配置されてますが、これ全部8 m道路ですか。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 都市管理課長（小田原大造） お配りしております資料の2ページの左側の概要図をご覧いただきたいと思いますが、この概要図の青の実線で囲んでいる部分がこの地区計画の区域でございますけれども、この道路のなかで茶色に表示されている部分がいわゆる幹線道路として8 m以上の道路でございます。そのほかのこのオレンジ色で示されている道路につきましては、区画道路として6 m以上ということになっております。
- 副委員長（佐藤育男） とすれば、今回8 m以上、1工区、2工区というのはこの1本の、これが8 m道路ということの解釈でよろしいですか。ああ、横もあるすな、囲むように。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。

- 都市管理課長（小田原大造） その縦の道路と横の方も若干入っております。
- 副委員長（佐藤育男） わかりました。ちょっと、いわゆるコの字の、逆コの字と
いうか、のようところが8 m道路だということですか。わかりました。ちょっと
あの、8 m道路、幹線道路だったり6 m道路だったりありますが、道路が広くて便
利が良ければ、先た、ちょっと地価の、単価の話出はったすども、当然その単価さ
跳ね返っていくので、私自身はちょっとこの、工事実施要綱があつて、そうだつて
言えばそうなんすべども、本来であれば俺、開発業者さんが負担するべきものでな
いかなとちょっと思うんですよね。さっき言った側溝が大きくなるということに関
しても、ここ田んぼから宅地化になるために水の出方が違ってくるよ、へばU字溝
大きいやつ付けねばだめだというやつは、これ当然それは開発業者さんが開発する
ために大きくなるのであるのだから、これは開発業者さんの負担でやるべき工事で
はないかなあというふうに思いますが、そこら辺なんとですか。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 都市管理課長（小田原大造） この地区計画を定める場合、幹線道路とほかの区画
道路と定めておりますけれども、市のほうでこの幹線道路8 m以上ということで、
この計画に沿って開発してくださいというふうに制限といいますか条件をかけて
おりますので、一定の、それに対しまして一定の市の負担をします。開発業者さん
に、本来6 mでいいところを8 m道路にしてくださいというふうに制限、条件をか
けておりますので、一定の市の負担をしますということでございます。
- 副委員長（佐藤育男） はい、わかりました。で、そうなった場合に、都市計画の
区域内っていうようなことでありますので、そういったやつというのはあれですか、
一般財源でみんな出してるんだすども、そういう、なんて言うんですか、区域内さ
指定された8 m道路作ってくださいというのであれば、補助対象になることとかつ
てはなにかないもんですか。全部一般財源で対応しているすども。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 都市管理課長（小田原大造） 今のところ、この地区計画内の道路につきましては
補助事業というものはございませんので、全て一般財源となっております。
- 副委員長（佐藤育男） 対象にならないということですか。
- 都市管理課長（小田原大造） はい。
- 副委員長（佐藤育男） はい、わかりました。すいません、もう一ついいですか。
- 委員長（千葉 健） はい、どうぞ。
- 副委員長（佐藤育男） すいません。今度、舗装の関係です。亀の甲羅のような舗

装の関係だすども、過去に私、一般質問で舗装の修繕ということで質問させてもらった経緯があります。こういった要望が出てきて対応して、今回も補正ということで対応しているようですが、本当にこれ、ごく一部だと思います。これは、今回の補正はまずこれでいいと思いますが、今後のことのちょっと要望みたいな話になるんだすども、西仙地区とか中仙地区、ほかの全市見れば、かなりやっぱり舗装が傷んでます。このような、なんて言う、進捗状況でなば、いつかっつくんだがちょっとよくわからないという状況のなかで、あるところ、当初にドンと予算持って、大きく整備していくという方法も考えられないもんだすかや。

○委員長（千葉 健） はい、進藤次長。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） はい。毎年のように懸念されてますこの道路維持予算に対する舗装の補修ですけれども、昨年度から社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、交付金事業として路面修繕、これ各地域行ってきてございます。今年度もこの事業を活用しまして、荒れた幹線道路ですね、主に。それについて修繕をしてまいりましたけれども、今年も交付金の交付率が64%と非常に低い配分となっております、思うように事業が進捗してございません。これを全て単独費で賄うとすれば、ものすごく莫大な予算が必要となってきますので、我々もできる限り予算を獲得し、交付金も活用しながら進めてまいりたいと思いますけれども、予算に限りありますので、ある範囲で進めていくということにさせていただきたいと思えます。

○委員長（千葉 健） はい。

○副委員長（佐藤育男） もう一つ、すいません。先ほど、なんだったかな、亀の甲羅さ、いわゆる応急処置だったかで済ませる。あれは直営でやられるんですか。

○委員長（千葉 健） はい、次長。

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） 直営でやれる部分がございます。また、一番設備を持っているのが舗装業者さんでありまして、ある液体に熱を加えまして、亀の甲羅に雨水が浸透するものを防いで、これ以上の割れを防ぐという方法が一つあるわけなんです。よく国道を走ればこう路面に、こう割れ目に塗った跡がございますので、その一部、市でもやっている実績は確かにございます。

○副委員長（佐藤育男） はい。それってやったあと、どのくらい保つもんですか。また同じようなこの亀の甲羅状になる、

○次長兼道路河川課長（進藤孝雄） どれくらい保つかといわれるとちょっと返答に困りますけれども、ある程度の期間についてはその雨水は浸入を防ぐと。それとも

う一点は、一番影響あるのは除雪に対する消雪剤。こういうもので凍結・融解が進めば、またそこから劣化が進むというようなかたちになりますので、一概に何年という答えはちょっと、今の段階ではちょっと難しいのかなと思います。

○副委員長（佐藤育男） はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。10分間休憩したいと思います。

（ 午前11時32分 休憩 ）

（ 午前11時40分 再開 ）

○委員長（千葉 健） はい、それでは委員の皆さんお揃いですので、会議を再開いたしたいと思います。次に議案第99号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関次長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第99号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

資料No.2、平成27年度大仙市補正予算書の25ページをご覧ください。今回の補正におきまして歳出で補正する事業は2件ございまして、協和南部地区簡易水道の老朽化した施設の更新計画策定業務委託の補正及び協和地域淀川地区簡易水道における圃場整備事業に伴う配水管の布設替え工事の実施設計業務委託の補正をお願いするものでございます。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ566万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ18億6,319万1千円とするものでございます。

続きまして事項別明細書の28ページの方をご覧くださいと思います。まず

歳入でございますけれども、5款「繰入金」1項「一般会計繰入金」は357万5千円の補正で、協和南部地区簡易水道更新計画策定業務委託に係わる一般会計からの繰入金でございます。7款「諸収入」1項「雑入」は208万5千円の補正で、淀川地区簡易水道配水管布設替えの実施設計業務委託に係わる補正で、秋田県からの委託金であります。

続きまして歳出についてご説明いたします。協和南部地区簡易水道更新計画策定業務委託につきましては、先の議案で概要をご説明いたしましたので、事業説明書をお持ちしてご説明いたします。資料No.2-1、事業説明書の29ページをご覧くださいと思います。簡易水道事業特別会計、2款「事業費」1項1目27事業「協和南部地区簡易水道事業費」についてであります。補正額357万5千円で、新たに補正いたすものでございます。協和南部地区簡易水道でございますが、計画給水人口1,760人に対しまして、現在、給水人口は1,121人、計画日最大給水量は590m³となっております。創設時の認可は昭和52年で、水源は浅層地下水、浄水場から配水池への送水管は3,761.5m、配水池からの配水管は1万8,367mとなっております。事業の内容といたしましては、施設の更新計画の策定を業務委託するものがございます。

次に淀川地区簡易水道の圃場整備事業に伴う配水管の布設替え工事の実施設計業務委託についてご説明いたします。それでは参考資料「上水-1」の2ページをご覧ください。こちらの方には位置図を記載してございます。あ、3ページの方をご覧くださいと思います。3ページの方をお願いいたします。図面中の中央下部の赤線で囲った区域が、秋田県で施工する下淀川地区農地集積加速化基盤整備事業の区域でございます。右側に拡大図を掲載してございますが、青線の部分が現況の水道管でございまして、緑の線が布設替えする水道管の位置でございます。国道341号の歩道部に敷設するものでございます。このたび、秋田県との協議が整いましたので、補正をお願いいたすものでございます。

それでは事業説明書でご説明いたします。資料No.2-1、事業説明書30ページをご覧ください。簡易水道事業特別会計、2款「事業費」1項1目41事業「配水管等敷設事業費」についてであります。208万5千円を補正し、補正後の額を5,059万8千円といたすものです。今年度の事業内容は実施設計を業務委託するもので、工事は来年度に予定をしております。なお、今年度の財源につきましては、全額秋田県からの委託金でございます。

以上、議案第99号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2

号) 」につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(千葉 健) はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) はい、なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員(本間輝男) 委員長、休憩。

○委員長(千葉 健) 休憩するか。はい、それでは休憩という声がありますので、いずれ午前中では終わりませんので、無理してやっても仕様がなと思いますので、午後からゆっくりやります。それでは暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○委員長(千葉 健) はい、それでは休憩前に続き、会議を再開したいと思います。議案第120号「平成26年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。それでは当局の説明を求めます。井関次長。はい、どうぞ。

○次長兼上水道課長(井関由紀夫) 議案第120号「平成26年度大仙市上水道事業会計決算の認定」につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の41ページをご覧ください。議案第120号「平成26年度

大仙市上水道事業会計決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別添、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

それでは資料No.4、平成26年度大仙市公営企業会計決算書の後段になりますけれども、大仙市上水道事業会計決算書の方をご覧ください。白い表紙でございます。まず始めに、平成26年度事業の概要から説明させていただきます。決算書の14ページの平成26年度大仙市上水道事業報告書をご覧ください。

1. 概況の(1)総括事項、ア. 給水状況でございますけれども、年度末の給水状況は、給水戸数は対前年度比で25戸増の1万4,112戸、給水人口は対前年度比で566人減の3万3,140人となっており、計画給水人口3万3,517人に対する普及率は98.9%となっております。年間総配水量及び総有収水量ですが、新規住宅・アパートなどが増加した一方で、社会情勢の変化や節水傾向が進んでいることから、総配水量は対前年度比で10万5,410^m減の419万7,860^m、総有収水量は対前年度比で8万1,656^m減の375万917^mとなっており、有収率は対前年度比0.29ポイント増の89.35%となっております。また、1日平均配水量は1万1,501^m、1日最大配水量は花火競技大会当日の8月23日、1万4,369^mとなっております。

次にイ. 経営状況でございますが、営業収益は給水収益が減少したため、対前年度比2.4%減の7億6,341万8,375円に対し、営業費用は退職手当引当金が発生したため、対前年度比0.6%増の5億6,412万9,025円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、対前年度比9.9%減の1億9,928万9,350円となっております。営業外収益は新会計制度に係る長期前受金戻入額の計上が義務化されたため、対前年度比208.9%増の5,586万8,382円に対し、営業外費用は企業債支払利息が減少したため、対前年度比7.6%減の5,237万9,014円となっており、営業利益に営業外損益を加えた経常利益については、対前年度比11.1%増の2億277万8,718円となっております。特別損失は、過年度損益修正損が対前年度比28.9%減の97万5,609円となっており、経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は、対前年度比11.4%増の2億180万3,109円となっております。

次に、ウ. 施設整備事業ですが、(ア)の大曲橋架け替えに伴う水道施設整備事業につきましては、平成26年度は資産の除却工事として、右岸側の既設水管橋撤去工事を実施しております。(イ)の配水管整備事業につきましては、配水管の新

設工事は大花町地内、改良工事は大曲飯田町地内ほか4地内、大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事は、大花町地内でそれぞれ実施してまいります。（ウ）大曲上水道宇津台浄水場更新事業では、実施設計業務委託を実施しております。（2）の議会議決事項は、記載のとおりであります。

続きまして15ページになります。（3）行政官庁認可事項は該当がございません。（4）職員に関する事項ですが、25年度と増減はなく、29人体制で内訳は記載のとおりでございます。（5）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項ですが、消費税及び地方消費税が、5%から8%へ引き上げられたことに伴い、増加分を料金単価に上乗せする水道料金改定を実施してまいります。（6）その他の重要事項ですが、ア.決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事象については、該当がありません。イ.他会計負担金等の用途の特定については、記載のとおりでございます。

次に16ページから19ページの方には建設工事の概況として、配水管改良工事、配水管布設工事、配水管移設工事及びその他工事等の工事内容を掲載してまいります。

続きまして20ページでございます。3.業務といたしましては、業務量、事業収入に関する事項、事業費に関する事項を税抜きで掲載してまいります。

21ページから22ページには、4.会計、（1）重要契約の要旨、（2）企業債及び一時借入金の概況を掲載しております。また、（3）の会計経理に関する重要事項ですが、地方公営企業会計基準が改定されておりまして、改定後の基準を適用し、経理してまいります。

それでは、平成26年度大仙市上水道事業の決算について、ご説明いたします。

決算書の2ページ及び3ページの方をご覧ください。収益的収入及び支出の収入、第1款「上水道事業収益」は予算額8億8,422万1千円に対し、決算額は8億7,828万6,561円で、593万4,439円の減となっております。内訳ですが、第1項「営業収益」は予算額8億6,353万8千円に対し、決算額が8億2,240万8,579円で、4,112万9,421円の減となっております。主な収入は、水道料金の8億1,465万8,501円となっております。第2項「営業外収益」は予算額2,068万2千円に対し、決算額が5,587万7,982円で、3,519万5,982円の増となっております。主な収入は、長期前受金戻入5,272万1,906円、他会計補助金279万5,985円、受取利息17万5千円等でございます。第3項「特別利益」は存置項目で、予算額1千円に対しまして、決算額が

0円でございます。

次に支出、第1款「上水道事業費用」は補正後の予算額7億3,572万4千円に対し、決算額は6億6,204万6,500円で、不用額が7,367万7,500円となっております。内訳ですが、第1項「営業費用」は予算額6億4,103万1千円に対し、決算額が5億7,392万7,377円で、不用額が6,710万3,623円となっております。主な支出として、原水及び浄水費が1億1,934万5,518円、配水及び給水費が4,832万1,525円、業務及び総係費が1億5,629万2,932円、減価償却費が2億4,322万9,992円、資産減耗費が673万7,410円であります。第2項「営業外費用」は予算額9,169万3千円に対し、決算額は8,714万3,514円で、不用額が454万9,486円となっております。主な支出として、企業債支払利息が5,009万9,014円、消費税が3,476万4,500円であります。第3項「特別損失」は予算額150万円に対し、決算額は97万5,609円で、不用額が52万4,391円となっております。主な支出として、時効完成分水道料金不納欠損額の82万6,570円と過年度水道料金誤賦課等の14万9,039円であります。第4項「予備費」の支出はありませんでした。

次に4ページ及び5ページの資本的収入及び支出をご覧ください。収入の第1款「資本的収入」は予算額2,455万7千円に対し、決算額が2,544万7,649円で、89万649円の増となっております。内訳としまして、第1項「工事負担金」は予算額1,501万8千円に対しまして、決算額が1,408万7,520円で、93万480円の減であります。これは、大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事負担金であります。第2項「負担金」は予算額460万1千円に対し、決算額は642万2,760円で、182万1,760円の増であります。これは、消火栓設置工事に伴う一般会計からの負担金であります。第4項「補償金」はありませんでした。第5項「出資金」は予算額493万8千円に対しまして、決算額は493万7,369円で、631円の減であります。これは、仙北南地区の元金償還分に係る基準内繰出金であります。

次に、支出の部、第1款「資本的支出」ですが予算額3億3,519万4千円に対し、決算額は3億1,707万2,065円で、不用額が1,812万1,935円となっております。内訳としまして、第1項「建設改良費」は予算額2億692万405円に対し、決算額は1億8,879万8,470円で、不用額が1,812万1,935円となっております。主な支出として、委託料が7,236万円、工事請負費

が14件で1億599万1,200円、管路図台帳作成は561万6千円、営業設備費として483万1,270円となっております。第2項「企業債償還金」は決算が予算と同額の1億2,827万3,595円となっており、内訳は、財政融資の定期償還額7,400万1,139円、金融公庫の定期償還額5,427万2,456円となっております。

次に欄外に記載してございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,162万4,416円は、減債積立金1億円、建設改良積立金1億円、過年度分損益勘定留保資金7,767万3,376円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,395万1,040円で補填しております。

次に7ページ、平成26年度大仙市上水道事業損益計算書をご覧ください。1の営業収益ですが、給水収益7億5,606万5,810円と、その他の営業収益735万2,565円の計が7億6,341万8,375円で、2の営業費用は、原水及び浄水費のほか、合わせまして5億6,412万9,025円となっており、営業利益は1億9,928万9,350円であります。3の営業外収益ですが、受取利息のほか、合わせて5,586万8,382円の収益に対し、4の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費ほか、合わせて5,237万9,014円となっており、営業外利益は348万9,368円あります。営業利益と営業外利益を合わせました経常利益は2億277万8,718円となっております。5の特別利益は無く、6の特別損失、過年度損益修正損97万5,609円を経常利益から差し引いた当年度純利益は2億180万3,109円で、前年度繰越利益剰余金874万6,293円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億1,054万9,402円となっております。

次に8ページ・9ページの大仙市上水道事業剰余金計算書をご覧ください。資本剰余金の部については、寄付採納に係わる受贈財産評価額の当年度発生額は56万9,925円、翌年度へ繰り越す当年度末資本剰余金は7,233万725円となっております。利益剰余金の部については、減債積立金は、前年度繰入金が1億円、企業債償還分としての取り崩しが1億円で、当年度末残高は1億5千万2,622円となっております。建設改良積立金は、前年度繰入金が1億円、企業債償還分としての取り崩しが1億円で、当年度末残高は2億1,460万円となっており、積立金の合計は3億6,460万2,622円となっております。当年度末未処分利益剰余金は2億1,054万9,402円、その他未処分利益剰余金変動額が8億7,022万7,218円、年度末残高の合計は14億4,537万9,242円となっております。

次に下段の剰余金処分計算書をご覧ください。剰余金につきましては、本年第1回定例会でご承認いただいた「大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例」に基づきまして処分いたしましたものでございます。当年度末処分利益剰余金2億1,054万9,402円を、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億円をそれぞれ積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1,054万9,402円となっております。

次に10ページ、貸借対照表をご覧ください。資産の部でございますが、1. 固定資産の(1)有形固定資産については、土地・建物等の合計は64億9,860万5,219円となっております。(2)の無形固定資産は、電話加入権・施設利用権の合計で1,818万6,926円となっており、固定資産合計は65億1,679万2,145円となっております。2. 流動資産は、現金預金・未収金・貯蔵品であり、流動資産の合計は16億2,214万1,865円となっております。3. 繰延勘定は、開発費が当年度より0円となっており、資産の合計は81億3,893万4,010円となっております。

次の11ページをご覧ください。負債の部でございます。4. 固定負債は、企業債及び引当金で、固定負債の合計は20億493万653円となっております。5. 流動負債は、未払金・預り金等で、負債の合計は1億9,916万1,052円となっております。6. 繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いたもので、合計が14億3,450万5,375円となっております。以上、負債の合計は36億3,859万7,080円となっております。

次に資本の部ですが、7. 資本金は合計で29億8,262万6,963円となっております。8. 剰余金は(1)資本剰余金が、受贈財産評価額・寄付金・その他の資本剰余金で7,233万725円となっております。次に(2)利益剰余金は、減債積立金・建設改良積立金・当年度末処分利益剰余金で14億4,537万9,242円で、剰余金の合計は15億1,770万9,967円となっております。以上により、資本合計は45億33万6,930円で、負債・資本合計は81億3,893万4,010円となっております。

25ページからは決算付属書類を添付してございます。なお、資料といたしまして、A3版「上水-2」第3回定例市議会 建設水道常任委員会資料の1ページと2ページには平成25年度との決算比較表を掲載してございますので、ご参照をお願いしたいと思います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛） ちょっと参考までにだども、各学校で、高校、どこでもいいども、大曲高校とか、それから工業でもいいども、大体水道料金ってなんぼぐらい使ってる。ちょっと学校のとこだけで、ちょっと。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 小学校でもいいですか。
- 委員（佐藤隆盛） 小学校なば、まず、高校が一般に。小学校なば、ほら、さっとしかいねべ。一覧あるもんだ、これ。高校でもいい、どこでも、どこでもいい。工業と大曲高校とか、大体、今、わかるとこで。
- 委員長（千葉 健） はい、次長。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 手元にある資料が、ちょっと大口の方の、20番目までの方の資料のなかで学校関係といたしますと、大曲小学校と大曲中学校がございまして、平成26年度の使用料金としては大曲小学校は400万、大曲中学校で264万ほどの料金をいただいております。
- 委員（佐藤隆盛） 大口でな。やっぱり今も、へば、イオンとか組合病院だが、1位・2位は。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） はい、1番目の方はイオンリテールでございます。で、イオンにつきましても、水道料金で前年度と比較しますと、前年度、平成25年度が1,900万ほどが、平成26年度では1,800万ほどになっておりますし、2番目は大曲厚生医療センター、組合病院でございますけれども、平成25年度、これは旧組合病院ですので2,700万ほど。で、平成26年度は引っ越しもございましたけれども、旧組合病院と大半が新しい病院だったと思っておりますけれども1,800万ほどの使用料金になってございます。
- 委員（佐藤隆盛） 大体そこら辺使う。へば、3番目、4番目辺りで、ちょっと参考までに、あれば。大体、やっぱり会社なものだべかなと。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 3番目・4番目関係は病院関係です。
- 委員（佐藤隆盛） 病院関係。いや当初、イオンは大体3千万くらいの見込みだどって管引いてあったもんだから。市でも出してまずやったことだべどもよ、だいぶ違うなと思って。参考までにわかったっす。
- 委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） この企業会計の決算というのは、課長言ってる決算の纏めは、担当者はずっと同じなもんですか。例えば3年で、人事の関係で3年で替わるとか

5年で替わるとか。

- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） はい、現在担当している職員は4年になります。
- 委員（渡邊秀俊） 4年。で、ほとんどまず変わり、やり方っていうか、変わりないすべ。という感じするども。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 企業会計ですのでやり方は変わらないんですけども、地方公営企業法の、大本のそちらの法律が変わればちょっと決算の仕方が変わってきます。まあその程度で基本的には変わらないです。
- 委員長（千葉 健） はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） あのすよ、簡易水道はいつも「赤」で、上水道はいつも「黒」なんですよな、毎年2億の「黒」出して。これでも2億の「黒」出してるけども、5千万の利息を払っているという状況。で、一番最後の借入の明細書見ても、20年以降はなんも変えてないんだよな。資金に余裕あってというか。だから、俺からすれば、2億の収益を出してるんだったら、古しいやつ、利息の高いやつを繰上償還できないかと。前は補償金払わねばだめだったども、今、その補償金は払わなくても繰上償還はできるってことになってなかったすか。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） はい、できないそうです。
- 委員（渡邊秀俊） できないそう。ちょっと待って。いいすか。
- 委員長（千葉 健） はい、渡邊委員、どうぞ。
- 委員（渡邊秀俊） 一般会計で確か繰上償還した経緯あるんですよな。今回の当初予算どこさ5,000万だかの納付金、まずその分利息が払わなくていいものを戻したってなかったっけか。
- 委員長（千葉 健） はい、どうぞ。
- 水道局長（岩谷友一郎） 確かにここでは、平成19年度からだと思えますけれども、3年ごとの時限立法みたいなかたちで、繰上償還のための補償金免除の制度については3年ごとに制度化されてきて、その制度25年度で終了して、今はその制度ないので繰上償還ないという。
- 委員（渡邊秀俊） ん、25年度はないってことか。
- 水道局長（岩谷友一郎） 25年度までで。
- 委員（渡邊秀俊） 25年度からは、
- 水道局長（岩谷友一郎） 26年度からなくなってます。26年度からその繰上償還の補償金免除制度がなくなって、繰上償還していません。
- 委員（渡邊秀俊） 26年度からはないってやつか。だって、

- 委員長（千葉 健） はい、どうぞ。
- 委員（渡邊秀俊） 補償金の方、安いんだすべ、正直な話。
- 水道局長（岩谷友一郎） 補償金は安いども、総額では大きいから、補償金があるとなしではかなり違うす。
- 委員長（千葉 健） はい、どうぞ、いいですよ。
- 委員（渡邊秀俊） そういう補償金制度があつたりなかつたりするやつ、国のあれで3年ごとに変わるわけだ。
- 水道局長（岩谷友一郎） はい。3年区切りできて、2回やって6年やったということ。19年から。
- 委員（渡邊秀俊） 3年やったつけ駄目なやつで、もう1回無しにしましょうという感じで。
- 水道局長（岩谷友一郎） 駄目だというか、いいからもっと続けてけねがということで、利率5%のところまで、それ以上に、後はこう該当してきたけども、今5%で止めて、それより低い、
- 委員（渡邊秀俊） 5%以下なやつで、あと延々執行してきたと。
- 水道局長（岩谷友一郎） またここで、また希望が全国的に出れば、4%のとかのやつも該当しますよという制度になれば、またこの制度が出てくるかと思えますけれども。
- 委員長（千葉 健） はい、どうぞ。
- 委員（渡邊秀俊） いずれ、このままずっとこう、あんまり剰余金貯まっていけばよ、料金安くした方がいいとか、この後、大きな工事が始まるというのはわかるども、日々使っている人からすれば、そなたに儲かっているんだつたら安くしてけれっていうこと、当然出てくると思うんだよな。そのあたりの調整は。だとすれば、あんまり貯めねで早めに払って、そこそこの残高にしておいた方が理解を得られやすいのではないかなと思うども。
- 委員長（千葉 健） はい、次長。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 渡邊議員さんの仰ることももつともなところなんですけど、宇津台浄水場の更新事業の方に概ね30億ほど、このあと事業費が掛かりますし、その宇津台浄水場の更新事業が終わりますと、玉川浄水場もそろそろ更新といったことになりますので、今のところはそちらの方に積み立てして準備をしていこうということで、方針としては進めておるところでございます。
- 委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 企業会計に変わったので給水収益が下がっているんだけど、会計上では「良し」というような会計の組み方になっていると思うんだけど、給水に関してはやっぱり年々下がっているというのは事実だと思うので、やっぱり次長が言うとおりに、宇津台とかそういうものが嵩んでくると、給水収益というのは下がってるなりに費用が掛かってくるというような時期必ずくるわけすな。で、これ、会計見てみれば黒字になっているようだけれども、実際的には、そんなに黒字でもないんですよ。はっきり言って。掛かった費用を捻出するぐらいが、というぐらいの会計の組み方だすべ。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） そうです。

○委員（本間輝男） 正直に言って、収益的なことに関して、次長、このままで行くと5年・10年先はかなりきつくなるという認識でいるすべ。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） はい、かなり。この後、建設事業が控えていますので、そちらの方でも自己資金だけでなく借入等も考えていかなければいけない状況になるかと思いますので、現在、取りあえず会計上は黒字ですけども、かなり厳しい状況には変わりないと思ってます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） で、これから必ず掛かるというのはやっぱり、費用の面で一番大きい、費用的にはかなり年月経ってる給水の設備が古くなっているというようなこともあるので、これやっぱり5年・10年、5年、やっぱり10年先を見越した、やっぱり年次計画をどっかで策定しないと。配水路も含めて給水計画をもう少し、一から見直すような時期に来たように感じしますが、次長いかがですか。

○委員長（千葉 健） はい、次長。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 現在持っている「水道ビジョン」の策定が平成19年か20年度でございました。その際の計画をした時点では給水人口がまず横ばいといったようなことで想定いたしておりましたので、今後、そのビジョン立てた時からしますともう人口の減は目に見えていますので、さらに、ビジョンのなかでも、今後経営に関しては精査しながら行っていきましょうというビジョンにはしてたんですけども、もっと厳しく見直ししなければいけないのではないかなと、そうってはいるところです。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 次長、この決算書。黄色の決算書の185ページ。26年の不

用額、7,367万の不用額出しているんだけど、22年から26年の不用額を「D」というかたちで出てるんだけど、26年度が突出して7,367万7千円出たこの経緯というのは、どこで狂ってるんだ。通常であれば2~3千万か、3千万ぐらいが不用額だと。普通であればな。そのぐらいの余裕は見てあると思うけども、7,300万の不用額出すというのは予算に相当甘さがあったんでねえかなと言われても、「はい、んだす」とは言わねべども、この理由なんだ。なんか大きい事業、はずれてらった。だから見込み違いがあったとか。担当者いねばわからねべな。ちょっと休憩。

○委員長（千葉 健） はい、暫時休憩します。

（ 午後1時40分 休 憩 ）

（ 午後1時41分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 会議を再開します。はい、次長。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 大きなところを二点ほど説明いたします。委託料のところ、水道事業の変更届出書の作成の業務委託、これ必要といったようなことで当初予算に見たんですけれども、この変更の届出が不要だったということで不用額1,200万ほど出してますし、修繕費、漏水に関する修理ですけれども、たまたま800万ほど少なかったと、この年度は。といったことがあったようでございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 黒字だからいいといえばそれまでなんだけど、一般会計500億で、不用額が50億出たというのと同じぐれえだど。基本的に言えば。だから、こういうこと出してくるということは、余裕があるからいいんだけど、1割不用額出るといのはおかしいのや。んでね。まず、今申し上げたようなことだと思っけれども、だからやっぱり、ここら辺の調書の中さ、不用額が何と何で主だったというのをやっぱり補充しねば駄目だ。来年度からそうしてください。委員長、もう一つ。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この黄色のやつ189ページ。人件費比率が今年度24.6と。給水収益に対して人件費が掛かっていると。んだすべ。で、これ、去年まで22.3が24.6というのは、企業会計にしたからこれ上がってきたのかどうか確認し

ます。というのは、25年までの会計と、26年度企業会計に変えたすべ。だから人件費の歩合が上がってきたんでね、違う。ちょしてねえ。そのまま上げてきた。そのまま。人件費が上がってきてる。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○水道局長（岩谷友一郎） 今の質問にお答えします。上水道事業の会計手法につきましては当初から企業会計ということで先ほど関連してお答えしましたけれども、法律上の制度改正に伴う改定はありましたけれども、今回この人件費に関しての改定はありませんので、これは結果、あくまでも結果的な、例えば人事異動による給料の構成の変化とか。

○委員（本間輝男） それだけだか。副主幹がやってるのが、主幹が担当せばそうなる。

○水道局長（岩谷友一郎） そういう結果的なものです。

○委員（本間輝男） 委員長、もう一つ。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（本間輝男） それでだ、資本的なところで、減価償却とか、これ毎年、減価償却30%ぐらいが費用の、全体費用の30%ぐらいが減価償却だと思うんだけど、これ、減価償却にするための調査というか、毎年変えてるすか。それとも3年に1回とか5年に1回とかそういうふうにしてるすか。

○委員長（千葉 健） はい、次長。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 毎年、定額で減価償却してございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 定額ということは、去年と今年と変わらないというところもあるし、変わる場合もあり得るということですか。

○委員長（千葉 健） はい。

○水道局長（岩谷友一郎） 減価償却するその物そのものが変化してきますけれども、一つの物についてはその耐用年数とか聞いて、1年の償還額を設定してある物は同じくこう減価償却していくと。ただ、減価償却する物の全体が変化するということは毎年あります。

○委員（本間輝男） んだべ。ということは、3年に1回とか5年に1回の大きな括りではなくて、単費ごとにきちんと見ているということで資本的収益き上げているという意味だすべ。

○水道局長（岩谷友一郎） そうです。

○委員（本間輝男） わかった。まず、とりあえず結構です。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、それでは質疑を終結いたします。次に委員会審査報告書を作成するに当たり、監査委員の決算審査意見書を参考にして、付すべく意見があれば意見を調整して報告をしたいと思います。また、意見の調整については休憩して進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） それでは意見の調整があれば、暫時休憩いたします。

（ 午後 1 時 4 7 分 休 憩 ）

（ 午後 1 時 5 5 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） それでは、休憩中でありましてけれども引き続き、委員会を再開いたします。それでは、休憩中に審査の意見を調整しましたけれども、調整すべき意見があったようで、この文面については私と事務局に一任していただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） では、そのようにしたいと思います。それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、協議決定した意見を付して認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、意見を付して認定すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に閉会中の所管事務調査に関する件について、お諮りいたします。お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の所管事務調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（千葉 健） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、そのように決しました。これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 8 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 千葉 健